

議第161号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

1 概要

地方港湾御手洗港の港湾施設用地及び海岸保全施設用地並びに一般県道大崎下島循環線の道路用地として、昭和23年から昭和31年にかけて広島県が呉市豊町大長字前大浦地先の公有水面で行った無願埋立てについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定に基づき広島県が原状回復義務免除をしました。

これを受けて、当該新たに生じた土地を確認し、あわせて隣接する字の区域に編入するものです。

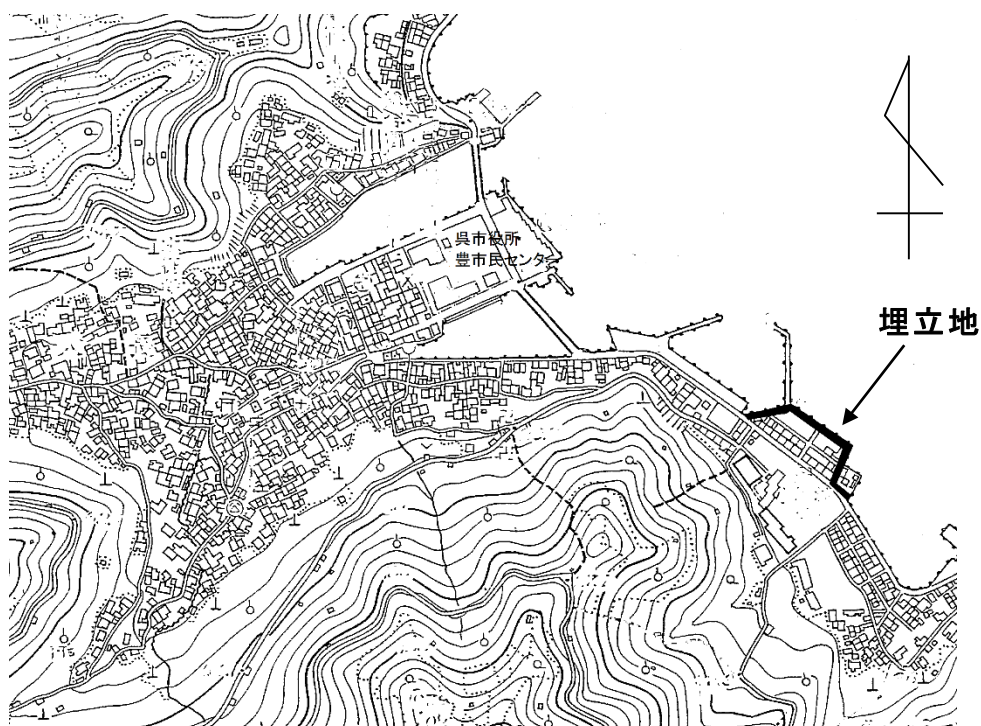
2 区域

新たに生じたことを確認する土地の位置及び面積、生じた理由並びにこれらを編入する字の区域は、次の表のとおりです。

確認する土地		新たに土地の生じた理由	編入する字
位置	面積		
呉市豊町大長字前大浦4796の17から4796の10を経て4796の8に至る地先	1,253.88 m ²	公有水面埋立法第36条において準用する同法第35条第1項ただし書の規定による公有水面無願埋立てにおける原状回復義務の免除	呉市豊町大長字前大浦

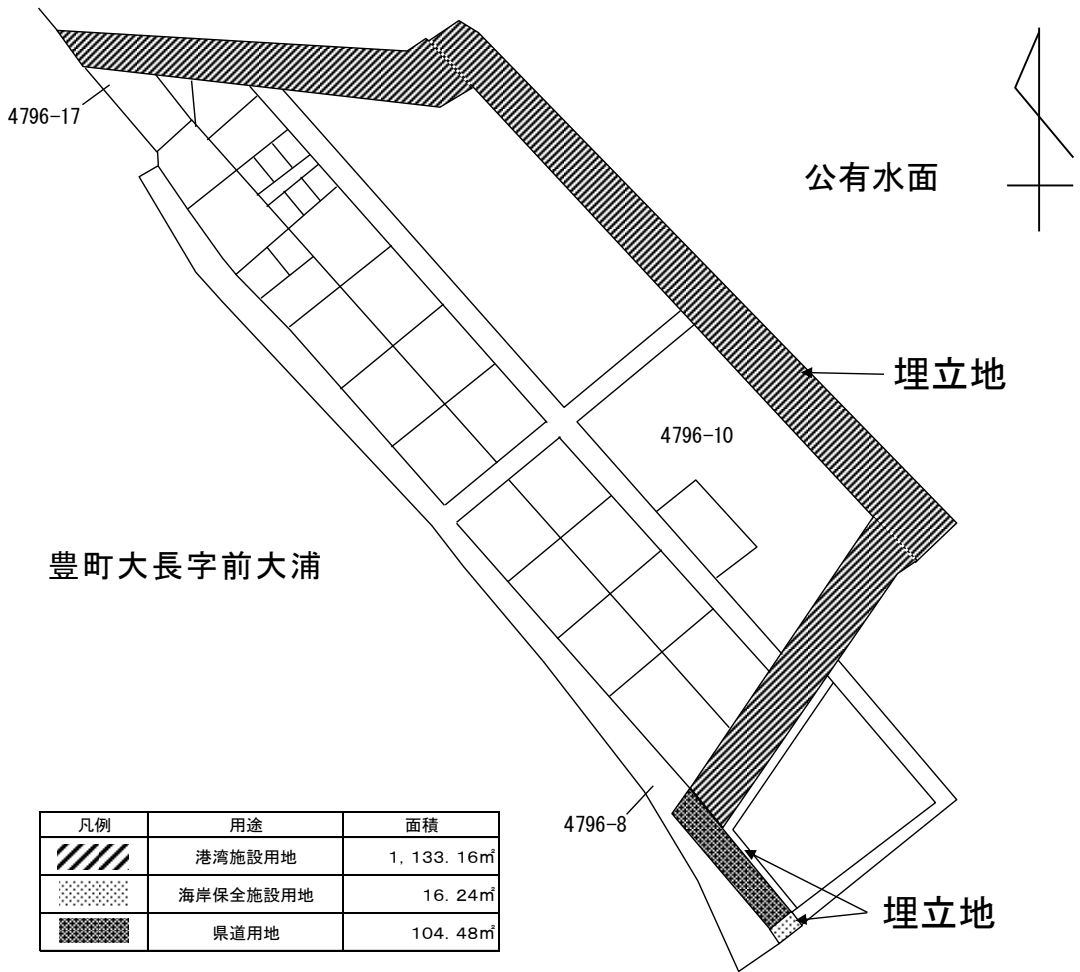
3 位置図

S = 1 : 10,000



4 埋立て・字区域変更平面図

S = 1 : 1, 000



凡例	用途	面積
	港湾施設用地	1,133.16㎡
	海岸保全施設用地	16.24㎡
	県道用地	104.48㎡